平成２８年（フ）第９９６号
愛知県小牧市城山５丁目115番地　県営城山住宅１棟402号
債務者　清田　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０７９号
名古屋市西区又穂町５丁目13番地　ザファースト又穂４Ｅ号
債務者　山田　祐子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５７号
愛知県一宮市千秋町勝栗字稲荷52番地７
債務者　久保田隆二
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１６１号
愛知県稲沢市祖父江町上牧上川田541番地１グレース203
債務者　渡辺　浩章
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第５７１号
京都市伏見区桃山町鍋島１番地25　サザンクロス桃山204、前住所京都市右京区西京極三反田町１番地　西京極団地４棟202号
債務者　神田　清子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
兵庫県加古川市平岡町新在家1112番地の５メゾンタカダ202号、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺2862番地
債務者　川原　　滋
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２４５号
兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の134
債務者　平良　茂雄
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２４６号
兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の134
債務者　平良　松美
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４６７号
広島市西区上天満町８番３－404号
債務者　岸本　隆司
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３８号
香川県高松市福岡町３丁目18番12号
債務者　小林　秀樹
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４３号
香川県木田郡三木町大字鹿伏635番地７
債務者　ＭＡＲＣＯＳ　ＴＥＩＪＩ　ＮＡＲＩＭＡＴＳＵ
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４４号
香川県木田郡三木町大字鹿伏635番地７
債務者　ＫＡＴＩＡ　ＣＲＩＳＴＩＮＡ　ＭＡＫＩＹＡＭＡ　ＮＡＲＩＭＡＴＳＵ
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第７３２号
福岡市城南区堤団地４番101号
債務者　長澤　京子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第８９５号
福岡市南区老司４丁目２番28号
債務者　仲西　亜希（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９３０号
福岡市東区原田１丁目24番37―705号
債務者　井上　律子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９３１号
福岡市早良区祖原26番38―203号
債務者　鶴田　紗貴
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９４３号
福岡市南区長丘２丁目24番24号
債務者　戸高　陽介
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部